

**第50会期拷問禁止委員会（2013年5月6日～31日）で採択された
第2回日本政府報告に関する総括所見**

（翻訳：国際人権活動日本委員会）

1. 拷問禁止委員会は、2013年5月21日、22日に開催された第1152回および1155回会議において（CAT/C/SR.1152と1155）第2回日本政府報告を審査し、2013年5月29日の第1164回会議において下記の総括所見を採択した（CAT/C/SR.1164）。

A. はじめに

2. 拷問禁止委員会は、締約国が任意の報告手続きを受け入れ、それに基づく定期報告を提出したことに對し感謝の意を表す。すなわち締約国と当委員会の協調を改善し、政府代表団との対話と同様、報告書の審査を集中することになるからである。
3. 当委員会は締約国の高い水準の代表団と持たれた建設的な対話と同じく、代表団によってもたらされた追加の情報や説明を歓迎する。

B. 前向きな面

4. 当委員会は以下の国際協定書の批准を歓迎する。
 - (a) 2009年7月23日の強制失踪防止条約
 - (b) 2007年10月1日の国際刑事裁判のローマ規程
5. 当委員会は締約国により採択された以下の司法措置を歓迎する。
 - (a) 2009年7月に発効した出入国管理及び難民認定法の改正
 - (b) 2008年1月に発効した配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律の改正

6. 当委員会は締約国により採択された以下の立法等の措置を歓迎する。

- (a) 2011年7月、最高検察庁監察指導部の新設
- (b) 2010年12月、第3次男女共同参画基本計画の承認
- (c) 2010年7月、入国者収容所等視察委員会の創設
- (d) 2009年12月、人身取引対策行動計画2009の採択
- (e) 2008年1月、警察捜査における取調べ適正化指針の編纂

C. 懸念と勧告の主要項目

拷問の定義

7. 当委員会は、締約国が拷問等禁止条約第1条に含まれるすべての要素を包括する拷問の定義を取り入れる如何なる措置も講じていないことを懸念する。

当委員会は、締約国が拷問等禁止条約第1条にある拷問の定義を国内法の中に取り入れ、拷問を適切な罰則を伴う特定の犯罪として規定するすべての構成要素を含むべきであるとした、前回の総括所見（CAT/C/JPN/CO/1、項目10）に記載した勧告を再び繰り返す。当委員会は一般的意見第2号を参照しつつ、締約国が拷問等禁止条約に従い拷問の犯罪をはっきりと明示して定義し、そして他の犯罪との相違によって、拷問を防止する拷問等禁止条約の包括的な目的を直接的に推進するであろうと考える。

時効

8. 2010年4月に成立した一定の犯罪に対する時効期間の改正法（法律第26号）を留意しつつ、当委員会は、拷問行為の試みや拷問に共謀あるいは参加するいかなる人物の行為を含む、拷問や不当な取り扱いの行為に対する時効がそのまま残っていることを懸念する。（第4条と12条）

当委員会は、締約国が条約上の義務に十分に沿った時効についての法律を作るべきだと、前回の勧告（12項）で繰り返した。そうすれば、拷問行為の実行者は条約の第4条で求められているように、時間の制約なく、行為の重大性に従って起訴される。

ノン・ルフールマン原則と強制退去前の拘留

9. 当委員会は下記の件について懸念を表明する。

- (a) 出入国管理及び難民認定法(ICRRA)及びこれらの勾留決定についての独立した検討の欠如により、強制退去命令による亡命希望者に対する長時間拘留や、場合によっては、無期限の拘留、
- (b) 亡命希望者の拘留に対して代替施設の限定使用、
- (c) 入国者収容所等視察委員会がその職責を有効に果たす人員と権限の欠如、
- (d) 過密化が多く見られ、通訳採用に対する資金が欠如している児童相談所における保護者のいない児童の拘留、
- (e) 拷問等禁止条約の第3条で禁止されているように、彼あるいは彼女が拷問を受ける可能性のある国への送還を禁じている ICRRA の第 53 条 3 項の有効な実施の欠如、(第 3 条、11 条、そして 16 条)

当委員会による前回の勧告(14項)や、同じく 2011 年の日本への調査(A/HRC/17/33/Add, para.82)後の移住労働者に関する特別報告者の観点から、締約国は、

- (a) 拷問等禁止条約の第3条にあるノン・ルフールマンの絶対的な原則に従い、移住者あるいは亡命希望者の拘留や強制退去に関係する法律や方策をもたらす努力を続けるべきである。
- (b) 亡命希望者の拘留は最後の手段としてのみ使用され、必要とされる場合でも、可能な限り短期間としてであり、未決強制送還中の拘留においては最大期限を導入すべきである。
- (c) さらに出入国管理及び難民認定法に規定されているように代替の拘留施設を使用すべきである。
- (d) とりわけ、効果的に収容所を監察できるよう適切な人員と権限を備え、収容所内の外国人移住者や亡命希望者からの不服申し立てを受理、検討することで、入国者収容所等視察委員会の独立性、権限、そして効率性を強化すべきである。
- (e) 無国籍者の身分に関する 1954 年条約や無国籍の縮小についての 1961 年条約に従うよう検討すべきである。

ダイヨウ・カンゴク(代用拘留制度)

10. 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律における取調べと拘留に関する警察機構の公式な分離を留意しつつも、当委員会は、条約における締約国の義務の遵守を軽減するダイヨウ・カンゴクには安全機能の欠如に重大な懸念を表明する。特に、当委員会は、このシステムの下で、被疑者が最大 23 日間も警察の留置所に拘束され、特に逮捕から最初の 72 時間は弁護士との接見も制限されて保釈の可能性もないことに、心から遺憾に思う。警察留置所内での公判前拘留に対しての効果的な法的管理の欠如、そして独立性のある効果的な視察や不服申し立て機能の欠如が同じ

く重大な懸念事項である。さらに、当委員会は、公判前拘留システムの廃止あるいは改革の必要がないとする締約国の姿勢（A/HRC/22/14/Add.1,para.147.116）を遺憾に思う。（第2条と16条）

当委員会は締約国に対して前回の勧告（15項）を繰り返す。締約国は、

- (a) 取調べと拘留機能の分離を実際に確保するため、法に基づく他の方策を講じなければならない。
- (b) 被拘留者が警察留置場に拘束される最大の時間を制限しなければならない。
- (c) 公判前拘留におけるすべての被疑者の基本的かつ法的な安全保障を保障しなければならない。すなわち、取調べ過程を通じて弁護士と秘密に接見し、逮捕の時点からの法的援助や事件に関係するすべての警察調書に接触できる権利、同じく独自の医療介護を受け、家族へ連絡できる権利である。
- (d) 締約国の法律や実施措置が国際基準に十分に沿うためにダイヨウ・カンゴク制度の廃止を検討すべきである。

取調べと自白

11. 当委員会は、憲法第38条2項と刑事訴訟法第319条1項で規定している拷問や不当な取り扱いで得られた自白は法廷内で証拠として認められないことや、同様に有罪判決は自白のみに基づくものではないとする締約国の声明、そして被疑者は罪の自白を強制されることはないとする取調べ指針について留意している。しかしながら、当委員会は下記の事柄に重大な懸念を抱いている。

- (a) 締約国の司法制度は実際問題として自白に偏重しており、自白は弁護士の立会いのないダイヨウ・カンゴクにおいて多く得られている。当委員会は取り調べ中における不当な取り扱い、すなわち殴打、脅迫、睡眠の剥奪、そして休憩なしの長時間にわたる取調べ等の報告を受けている。
- (b) 全取調べ中における弁護人の立会いが義務となっていない。
- (c) 警察の留置場内での被疑者の取り調べに関する適切な指導を確認する方法の欠如。特に連続して取調べを行う際の厳格な時間制限の不在。
- (d) 被疑者やその弁護人によって検事に申し立てた取調べに関する141件の不服申し立ての内、ひとつも裁判ケースに至らなかった。（第2条と15条）

当委員会は、締約国が憲法第38条2項や刑事訴訟法第319条1項に従い、如何なる場合においても、拷問や不当な取り扱いの下で得られた自白は法廷内では実際問題として証拠

として認めないために、あらゆる必要な措置を取るべきであると、前回の勧告（16項）を繰り返す。とりわけ、当条約の15条に沿って、

- (a) 違反に応じた罰則を伴う、取調べ時間に関する規則を確立すること。
- (b) 刑事訴追において、自白が第一の中心的な証拠要素として依存されている手法を終わらせる犯罪捜査方式を改善すること。
- (c) 全取調べ過程の録音・録画化のような安全措置を実施し、これらの記録の法廷使用を保証すること。
- (d) 刑事訴訟法第319条1項に基づき証拠不採用となった強制、拷問、あるいは脅迫の下で行なわれた自白、あるいは長期の拘留あるいは拘禁された後の自白の数を当委員会に報告すること。

通報制度

12. 刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（2007年）の下で成立した通報制度の案内にも関わらず、当委員会は、警察の留置場に拘束されている人たちを含む、自由を奪われた人たちに対する拷問や不当な取り扱いの申立てを受け付け公正に調査を行ない、そして有罪となった公権力の従事者への適切な処罰を確認するための独立した効果的な通報制度の欠如に懸念を抱いている。当委員会は同時に国家賠償に対する申立てあるいは懲罰についての情報の不在を遺憾に思う。（第2条、4条、12条、13条、そして16条）

当委員会は締約国に対し前回の勧告（12項）を下記のように繰り返す。締約国は、

- (a) 専用の独立した有効性のある通報機関を設立し、公権力による拷問や不当な取り扱いに関するすべての申立てを迅速、公平、かつ十分な調査を保証し、そして違法行為の重大性を考慮した刑罰により責任者を罰することを検討しなければならない。
- (b) 通報者は不服申し立てあるいは証拠提供の結果に対するあらゆる報復から守られることを保証しなければならない。
- (c) 項目ごとの統計を含む、公権力の拷問や不当な取り扱いに対する不服申し立ての数に関する情報と同時に、刑罰と懲戒の両段階の処分結果に関する情報を纏め上げなければならない。

拘禁の状況

13. 拘禁状況の改善と刑事施設の増設に対する締約国の努力にも関わらず、当委員会は以下の点に懸念を残している。

- (a) 女性刑務所を含む、多少の収容施設における過密化、
- (b) 拘禁施設内における健康への不十分な管理と医療関係者の深刻な人員不足、
- (c) 刑務所内での精神健康管理に対する不十分な提供や、精神を罹患している被収容者が独居拘禁の広範な使用対象となり、自殺企ての危機の増加を示している報告、
- (d) 第2種手錠や拘束衣のような拘束具の使用に関する適切な安全保護と監視体制の欠如である。(第11条と16条)

締約国は、下記の措置によって、被収容者の処遇に対する最低標準規則に則して拘禁収容施設内の状況を改善する努力を強化すべきである。

- (a) 国連被拘束措置最低基準規則（東京ルール）や女性被拘束者処遇や女性犯罪者被拘束措置のための国連規則（バンコックルール）を考慮し、収容措置に対する代替として特に被拘束措置のより広い適用によって過密の高率化を削減すること、
- (b) 自由を奪われているすべての被収容者に対して、十分な肉体的及び精神的健康管理を提供すること、
- (c) 締約国が当条約上の義務を遵守するために、被収容者に適用されている第2種手錠の使用と期限を厳格に監視し、被収容者に対する拘束具の使用の完全なる禁止を考慮すること、

独居拘禁

14. 当委員会は、独居拘禁が時間制限なく、しばしば広範囲に延長して使用され続け、被拘禁者に対する隔離拘禁の決定が刑務所長の裁量に委ねられていることに、深い懸念を抱いている。当委員会は、刑務所医が刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律の下で独居拘禁中の被収容者の定期的な医療診断に直接的にかかわっていること、そしてこのような方法は、被拘禁者の健康状態を安全に保護する主要な要素である「医者と患者の関係」を阻害させ得ることを遺憾と思う。(第2条、11条、そして16条)

当条約の条項と国連被収容者処遇のための最低基準規則を考慮しながら、当委員会は下記のことを締約国に要求する。

- (a) 独居拘禁は厳格な監督の下で出来る限り短期間で、そして司法審査の可能性を有

する最後の手段措置としての存在を確認するために法律を改訂すること。締約国は隔離措置の決定に対して明確で特定の基準を確立すべきである。

- (b) 独居拘禁の期間を通して有資格の医療関係者によって被拘禁者の肉体的及び精神的状態を定期的に監視、検討する体制を確立すること、そしてこの医療記録は被拘禁者やその法的代理人にも発表すること。
- (c) 独居拘禁中の被拘禁者に対して心理的に意味のある社会的ふれあいの状況を増やすこと。
- (d) 独居拘禁の現在の使用実績について評価すること、そして独居拘禁の使用と条件についての具体的で個別の情報を提供すること。

死刑制度

15. 当委員会は締約国における死刑確定者の拘禁状況に、特に下記に関して、深い懸念を抱いている。

- (a) 死刑確定者の執行を取り巻く不必要な秘密性や不確定性。超法規的、略式あるいは恣意的な執行に関する特別報告者による報告のように、死刑確定者やその家族に死刑執行の日時を事前に知らせないことは、明らかに人権侵害である。
(E/CN.4/2006/53/Add.3, para.32)
- (b) 多くの長期にわたり、ある事例においては30年をも超え、そして外部との接触を制限している死刑確定者に対する独居拘禁の使用。
- (c) 弁護士への秘密の接見を制限することを含めて、弁護人による援助の権利に対する妨害。
- (d) 上訴する権利を履行しないで有罪や死刑判決になる被告が増加しているとなれば、極刑事件に対する義務的な上訴制度の欠如。
- (e) 2007年以来、恩赦の権限が履行されていないこと、および、恩赦、減刑あるいは刑の執行猶予を追及する手続きに関して透明性が不在していること。
- (f) 心神喪失の状態にある被拘禁者の死刑執行を禁じている刑事訴訟法第479条1項に反して、藤間静波の事例にあるように、精神疾患であると裁判所によって確定された者さえ死刑が執行された報告について。(第2条、11条、そして16条)

前回の当委員会の勧告(17項)や自由権規約委員会の勧告(CCPR/C/GC/32, para.38)、同じく超法規的、略式あるいは恣意的な執行に関する特別報告者の報告(A/HRC/14/24/Add.1, paras. 515 et seq.)の観点から、当委員会は、死刑確定者が当条約で規定されている、特に下記に示すような、すべての法的安全手段や保護を与えられていることを確認するよう締約国に要求する。

- (a) 死刑確定者やその家族に予定されている死刑執行日時の事前通知を妥当な日に知らせること。
- (b) 死刑確定者に対する独居拘禁の規則を見直すこと。
- (c) すべての手続きの段階において、死刑確定者に対する弁護人による有効な援助や弁護士とのすべての接見に厳格な秘密性を保障すること。
- (d) 死刑確定者に対して恩赦、減刑、そして刑の執行猶予を実際に利用可能とすること。
- (e) 一審における死刑判決後の停止効果として、極刑事件を再検討する義務的な制度を導入すること。
- (f) 死刑確定者が精神疾患である信頼できる証拠が存在する場合は、すべての事例の独立した検討を確認すること。さらに、締約国は、精神疾患を伴う死刑確定者は刑事訴訟法第479条1項に従い処刑されないことを確認すべきである。
- (g) 性別、年齢、民族、そして犯罪の項目ごとに、死刑確定者に関するデータを提供すること。
- (h) 死刑制度廃止の可能性をよく検討すること。

国内人権機関

16. 当委員会は、締約国が人権の促進と保護を目的とした国内機関としての地位に関する原則（パリ原則）に則った、国内人権機関を未だに設立していないことに懸念を持って示す。（第2条）

UPR(普遍的定期的審査) (A/HRC/22/14/Add.1, para.147 et seq.) において締約国が約束したことを留意しつつも、当委員会は、パリ原則に則った独立性のある国内人権機関の早期の設立を締約国に強く要求する。

研修制度

17. 締約国による様々な人権研修プログラムに留意を払いつつも、当委員会は、締約国がすべての入国審査官に対して当条約についての研修を行っておらず、イスタンブール・プロトコル（拷問および残酷、非人道および品位を傷つける処置および処罰の効率的調査に関するマニュアル）が研修プログラムに含まれていないことに懸念を表す。男女の性に基づく暴力や虐待を含めた拷問に関する件数の削減を目的とした、これらの研修プログラムの効率性と影響についての情報が欠如していることに、また、懸念を抱く。（第11条）

締約国は、

- (a) すべての公権に携わる人、特に裁判官、法執行官、刑事収容施設の刑務官や入国審査官が当条約の条項を確実に承知するための研修プログラムをさらに発展させ強化すべきである。
- (b) 定期的に拷問事例の調査や証拠書類の作成に携わる医療関係者や公務員に対してイスタンブール・プロトコルに関する研修を行うべきである。
- (c) 法執行官の研修に NGO の参加を奨励すべきである。
- (d) 男女の性にに基づく暴力や虐待を含む拷問の防止と絶対的な禁止に関する研修プログラムの効率性と影響力を評価すべきである。

賠償とリハビリを含む救済

18. 被害者が国家や公共体に対して損害賠償を要求できる国家賠償法第1条があるけれども、当委員会は、(a) 拷問や虐待行為を受けた被害者が救済や適切な賠償を求める際に直面する困難性に関する報告、(b) 外国人移住者に対する法的制限や相互利益の規則のような、賠償を受ける権利の規制、そして(c) 拷問や虐待を受けた被害者に向けられ与えられた賠償についての情報の欠如に関心を抱いている。(第14条)

拷問の被害者への十分な救済に対して締約国が取るべき内容と範囲を明確にしている当条約第14条についての一般的意見第3号(2012年)を参照しつつ、当委員会は、拷問や虐待行為によるすべての被害者が公正で適切な賠償や可能な限りのリハビリ、さらに真実に対する権利を含む、救済を受ける権利を十分に行使できるよう一層の努力をするよう勧告する。また、締約国は、(a) 拷問や虐待の被害者やその家族に対する救済や裁判所命令による賠償措置に関する情報を当委員会に提出しなければならない。この情報は賠償請求された件数とその認められた件数、そして賠償金額とそれぞれの事例に対する実際の支払額、そして(b) 拷問や虐待の被害者に対して現在行っているリハビリ・プログラムの数を含まなければならない。締約国はこのようなプログラムが効果的に実施されるよう適切な財政的かつ人的な資源を配分し、そして、このことについて当委員会に報告しなければならない。

軍事的性奴隷制の被害者

19. 世界第2次大戦中の日本の軍隊による性奴隷制の被害者(いわゆる、従軍慰安婦)に対する虐待に関して講じられたいくつかの措置についての締約国による情報にもかか

わらず、当委員会は、締約国がこの問題に取り組みながらも、当条約上の義務に応えようとしないうこと、特に以下の事柄に関して深い懸念を抱く。

- (a) 被害者に対して適切な救済とリハビリを提供していないこと。当委員会は公的資金よりも民間からの拠出金の財源による賠償は不十分であり不適當であったことを残念に思う。
- (b) このような残虐な行為の実行者を訴追することなく、裁判にかけて罰していないこと。当委員会は、残虐性の引き続き影響の理由により、被害者から救済、賠償、そしてリハビリの機会を奪う時効は適用されるべきではないことを想起する。
- (c) 関連する事実や物的証拠を隠蔽し公開しないこと。
- (d) 政府高官や地方自治体の高官、そして数名の国会議員を含む政治家による止まらぬ事実の公的な否定と被害者に対する再トラウマの呼び起こし。
- (e) とりわけ歴史教科書内でこの問題の引用が減少しているとの例証により、当条約の男女の性に基づく違反を防ぐための有効な教育的措置を実施しないこと。
- (f) 締約国によるこの問題に関連する種々の勧告の拒否、例えば、UPR によるもの (A/HRC/22/14/Add.1 para.147.145 et seq.)、これは当条約による勧告 (24項) と全く同じであり、それから他の多くの国連人権メカニズムによるもの、とりわけ、自由権規約委員会 (CCPR/C/JPN/CO/5, para.22)、女性差別撤廃委員会 (CEDAW/C/JPN/CO6, para.38)、社会権規約委員会 (E/C.12/JPN/CO/3, para.26)、そして人権理事会でのいくつかの特別手続きによる委任保有者 (特別報告者) である。(第1条、2条、4条、10条、14条、そして16条)

当条約の一般的意見第3号(2012年)を想起し、当委員会は「従軍慰安婦」問題に対して被害者中心の解決策を見出すために、特に下記に述べる、緊急的かつ有効な法的及び立法的措置を講じるよう締約国に強く要求する。

- (a) 性奴隷性の犯罪に対する法的責任を公式に認めること。そして適切な刑罰にて犯罪実行者を訴追し罰すること。
- (b) 政府当局者や社会的有名人による事実の否定や、このような繰り返えされる否定を通して被害者を再びトラウマに陥れることに対して反論すること。
- (c) 関連する物的証拠を公開し、事実を徹底的に調査すること。
- (d) 被害者の救済を求める権利を認め、それに従い、賠償、償い、そして可能な限りの十分なリハビリの措置を含む、十全で有効な救済と補償金を提供すること。
- (e) この問題について一般市民を教育すること、そしてさらに締約国が当条約の遵守義務に違反することを防ぐ方策として、歴史教科書の中にこの事件を記載すること。

女性に対する暴力と性に基づく暴力

20. 性に基づく暴力と闘う締約国の努力に留意しながらも、当委員会は、継続する性に基づく暴力事件、特に DV（家庭内暴力）、近親相姦、そして夫婦間レイプを含む強姦や、これらの事例に対する申し立て、捜査、訴追、そして有罪判決の少なさ、また、被害者に対する不十分な法的保護に関する報告に懸念を抱いている。さらに、当委員会は性暴力犯罪を訴追するために刑法の中に被害者の申し立ての必要性を求めていることに懸念を表す。（第2条、12条、13条、14条、および16条）

当委員会による前回の勧告（25項）や女性差別撤廃委員会の勧告（CEDAW/C/JPN/CO/6, paras.31-34）の観点から、締約国は DV、近親相姦、そして夫婦間レイプを含む強姦を含めて、性に基づく虐待のあらゆる形態を防止し訴追するために、特に下記の方策により、努力を強化すべきである。

- (a) 法的、教育的、財政的、そして社会的な要素を含んでいる女性に対する暴力を排除するために緊密で包括的な全国的な戦略を採用し実行すること。
- (b) これら暴力の被害者が救済施設に相談できるよう保障し、被害者の肉体的かつ心理的リハビリを促進すること。これらの援助は締約国内の外国軍人を含む、すべての軍隊の被害者に広げるべきである。
- (c) 女性に対するすべての暴力事件を迅速に、効果的に、そして公平に調査し、そしてこれらの責任者を訴追すること。当委員会は、性暴力犯罪は被害者の申し立てがなくても訴追できるよう関係法律の改正を締約国に強く要求する。
- (d) 女性に対する暴力と性に基づく暴力のあらゆる形態に関する市民意識の向上キャンペーンを展開すること。

人身取引

21. 人身取引対策行動計画2009を含む、人身取引の根絶に対する締約国の努力に留意しつつも、当委員会はこの行動計画に対する財政的及び人的資源に関する情報の欠如や、人身取引で逮捕された人数と訴追され有罪判決を受けた人数の大きな相違に懸念を抱く。当委員会は調整・監視機関や、特に子どもにおける、人身取引に取り組む対策の影響についての情報の欠如を残念に思う。（第2条、12条、13条、そして16条）

当委員会は、2009年に特別報告者が日本を訪問した後、彼女が報告した人身取引

に関する勧告 (A/HRC/14/32/Add.4) を完全に実行するよう締約国に要求する。特に、締約国は次のことを確認しなければならない。

- (a) 人身取引の被害者に対して、肉体的及び心理的な回復に対する適切な援助を講じること。
- (b) 明確な身分証明手続きが施されること。その結果、人身取引の被害者は誤って身分照会されず、正式書類のない移住者として扱われず、そして救済や治療もなく強制送還されることがないこと。
- (c) 犯罪実行者は適切な刑罰で訴追され罰せられること。
- (d) この件に関して、特化された研修が関係する公務員に講じられること。

さらに、締約国は特に女性や子どもの人身取引を防ぎ、抑圧し、罰する議定書の批准を検討しなければならない。

精神医学的な健康管理

22. 精神保健施設の運営規程や締約国の代表団による追加情報をもたらした精神保健及び精神障害者福祉に関する法律にもかかわらず、当委員会は、不本意に、そして多くは長期にわたり精神保健管理施設に収容されている心理社会的及び知的精神障害者の高い数字に懸念を抱く。当委員会は独居拘禁の頻繁な使用、非人道的で品位を傷つける取り扱いをもたらす行為である拘束や強制的な薬物投与に対し、さらに懸念を抱く。精神的保険管理に関係する計画について対話の最中に受けた情報を考慮しながら、当委員会は精神的障害者の入院に代わる代替施設についての焦点の欠如に懸念を抱く。最後に、当委員会は、拘束的な措置の過度の使用に関する効果的で公平な調査の欠如の多さや、同じく関連する統計データの欠如に懸念を抱く。(第2条、11条、13条、そして16条)

当委員会は次のことを確認するよう締約国に強く要求する。すなわち、

- (a) 効果的な不服申し立てのメカニズム同様、不本意な取り扱いや入所についての実効的な司法管理が設立せられること。
- (b) 外来患者と地域共同体のサービスを発展させ、入院患者の人数が減少になること。
- (c) 精神医学的及び社会管理施設を含めて、自由を剥奪されているすべての場所においても効果的な法的安全保護が尊重されていること。
- (d) 実効性のある不服申し立てのメカニズムへの連絡方法が強化されること。

(e) 拘束や独居拘禁の使用が避けられ、あるいは最低限度の期間内で厳格な医師の管理下にあり、代替の管理手段のすべてが上手くいかない場合の最後の手段として適用され、そして、これらの行為は正当に記録されていること。

(f) この効果的で公平な調査は、これら拘束を伴う措置の過度の使用により、患者に怪我を負わせる事故が発生した際に行使されること。

(g) 被害者にはこれらの治療と賠償が行われること。

(h) 独立性のある監視機構がすべての精神医学施設に定期的な訪問が実施できること。

体罰

23. 児童虐待は児童虐待防止法第3条で禁止されていることを留意しつつ、当委員会は、家庭内や代わりとなる養護の環境内での体罰は明確に法律で禁止されており、刑法や児童虐待防止法はしかるべき規律の使用を容認し、場合によっては体罰の許容に関して不明確であることを、子どもの権利委員会によって取り上げられた懸念（CRC/C/JPN/CO/3, para.47）と考えを同じとする。（第16条）

締約国は、法律により如何なる環境においても子どもに対する体罰やすべての品位を傷つける取り扱いを明確に禁止するべきである。

その他の問題

24. 締約国は、下記に述べる項目ごとの、すべての統計データを集約する効果的なシステムを作り上げるべきである。それらは、性別、年齢、そして国内における当条約の実施状況の監視に関わる信頼すべき項目、すなわち、相談件数、調査、訴追、公務員による拷問や虐待の事例に対する有罪判決、人身取引、DV、性暴力、同じく被害者に提供される賠償とリハビリを含む救済手段である。
25. 当委員会は、締約国が特に「恣意的拘禁に関する作業部会」の訪問を受け入れることを含む国連人権機構と協同し、そして、それらの勧告を実行する努力を強化するよう勧告する。締約国は、当条約を含む国連人権機構の義務条項の実施状況を監督するため、良好な協同関係で、透明性があり、そして公に連絡を取ることが出来る措置をさらに取るべきである。
26. UPR 審査の中で締約国が述べた約束 (A/HRC/22/14/Add.1, para.147.9) を留意しながら、当委員会は締約国に対して、現在の国内での議論を促進し、拷問等禁止条約の選択議

定書を速やかに批准することを強く要求する。当委員会は、また、当条約 22 条の下で規定されている宣言を検討するよう勧告する。

27. 当委員会は締約国に対し、未だに当事国になっていない主要な国連人権条約、すなわち、国際自由権規約の第 2 選択議定書、移住労働者権利条約、そして障害者権利条約を批准するよう求める。
 28. 締約国に対して、当委員会に提出された報告や当委員会の総括所見を、適切な言語をもって、公式ウェブサイトや NGO を通じて広範に普及することを要求する。
 29. 当委員会は締約国に対して、2014 年 5 月 31 日までに、当委員会の下記に記した勧告に答えるフォローアップ情報を提出するよう要求する。
 - (a) 拘禁者に対する法的保護措置を確認し強化すること。
 - (b) 迅速かつ公平、そして効果的な取調べを遂行すること。
 - (c) この総括所見の 10 項、11 項、そして 15 項に含まれている拷問あるいは虐待に関する被疑者を訴追し、犯罪実行者を罰すること。さらに、当委員会はこの総括所見の 11 項に記載されている被害者への救済と賠償に関するフォローアップ情報を要求する。
 30. 締約国は 2017 年 5 月 31 日までに、次回の報告書となる第 3 回定期報告書の提出を求められている。そのために、当委員会は、締約国が選択報告手続きに基づき当委員会への報告を受諾したことを考慮し、後日、定期報告書を提出してもらう前に質問書を締約国に提出する。
-